

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 一四
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 一四
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 一四
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 一四
 - 生活保護法による指定介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった件 一四
 - 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 一四
 - 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 一四
 - 県営土地改良事業の異種目換地指定の件 一四
 - 保安林の指定を解除する予定である件 一四
 - 森林病虫害防除法による駆除命令に係る事項を定めた件 一四
 - 道路の区域を変更する件二件 一四
 - 道路の供用を開始する件 一四
- 公 告**
- 都市計画事業の認可の告示があった件 一四

告 示

福島県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しらかわ腎泌尿器内科クリニック	白河市中山南二二四	平成二八年一月一日
檜枝岐診療所	南会津郡檜枝岐村字下ノ台四〇一	平成二七年二月一五日
福島県立大野病院附属ふたば復興診療所	双葉郡檜葉町大字北田字中満二八九一	平成二八年二月一日

（社会福祉課）

福島県告示第百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十八年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
佐藤循環器科内科クリニック	白河市中山南二二四	平成二七年二月二二日
檜枝岐診療所	南会津郡檜枝岐村字下ノ台四〇一	同 月一四日

（社会福祉課）

福島県告示第百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることと

される生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十八年三月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

氏 名	熊本英之
住 所	西白河郡西郷村米字上畑二四八
施術所名	ココロ整骨院
施術所の所在地	白河市郭内二二
指定年月日	平成二八年一月一九日

(社会福祉課)

福島県告示第百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年三月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	有限会社フジ薬局	事業所の所在地	須賀川市本町四七	事業者の名称	有限会社フジ薬局	事業者の主たる事務所の所在地	須賀川市本町四七	指定年月日	平成二七年八月一日	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導
喜多方交通株式会社 サービス付き高齢者向け住宅 暖ノ奏	喜多方市字小田付道下七一三二一四	喜多方交通株式会社	喜多方市字小田付道下七三三二四	平成二八年二月二二日	特定施設入居者生活介護 特定施設入居者生活介護						

活介護

(社会福祉課)

福島県告示第百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十八年三月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	変更前	変更後
訪問介護ステーションとわ・ファイン	福島市蓬萊町三一八二二八	株式会社インパルス	福島市早稲町四一六ラヴィバレー一番丁三階	福島市蓬萊町三一八二二八

(社会福祉課)

福島県告示第百五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十八年三月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	変更前	変更後	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
訪問介護ステーションとわ・ファイン	福島市蓬萊町三一八二二八	福島市蓬萊町三一八二二八	株式会社インパルス	福島市蓬萊町三一八二二八

イン	アイランド介護 センター須賀川	須賀川市丸田町 二七―四	須賀川市丸田町 四七―一	ス	アイラン ドサポー ド株式会 社	郡山市安積町日 出山四―一八一
----	--------------------	-----------------	-----------------	---	---------------------------	--------------------

(社会福祉課)

福島県告示第百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十八年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
ファミリーケア指定居宅介護支援事業所	福島市浜田町六一	株式会社ファミリーケア	福島市浜田町六一	平成二十八年二月一日	居宅介護支援事業
訪問介護事業所 ひまわり	西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原三五―七	フジケアサービス株式会社	郡山市富久山町八山田字申田三	同 年三月一日	訪問介護介護予防訪問介護

(社会福祉課)

福島県告示第百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業真野地区に係る換地

計画において非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。
平成二十八年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄
地積（平方メートル）

- 土地の表示
- 南相馬市鹿島区鳥崎字原田一三四番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一三五番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一四三番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一四七番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一五六番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一五七番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一六〇番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一六一番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一六四番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一六五番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一六九番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一七〇番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一七一番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一七二番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一七四番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一七五番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一七五番地二
- 市鹿島区鳥崎字原田一七六番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一七七番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一七八番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一七九番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一八〇番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一八一番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一八二番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一八三番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一八五番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一八七番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一八七番地
- 市鹿島区鳥崎字原田一四番地
- 市鹿島区鳥崎字原田二〇番地
- 市鹿島区鳥崎字原田二一番地
- 市鹿島区鳥崎字原田二四番地
- 市鹿島区鳥崎字原田二六番地
- 市鹿島区鳥崎字原田二七番地
- 市鹿島区鳥崎字原田二七番地
- 市鹿島区鳥崎字原田二七番地

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第六十号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。
平成二十八年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 区域及び期間
 - 1 区域 福島県一円
 - 2 期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 二 森林病害虫等の種類
松くい虫
- 三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除（松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕（破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、十五ミリメートル）以下となるように破砕を行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をいう。）を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由
県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見て、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

（森林保全課）

福島県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供 する。

平成二十八年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一五号	伊達市霊山町石田字金 淵九番二地先から 同 市霊山町石田字金 淵八番二地先まで	変更前 変更後	一三・五 五三・二 一三・五 六一・五	二六一・一 二五六・九

（道路計画課）

福島県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供 する。

平成二十八年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一五号	伊達市霊山町石田字庄 司淵一二番一地先から 同 市霊山町石田字道 下一番一地先まで	変更前 変更後	一一・〇 一七・五 一一・〇 三〇・五	三〇四・八 三二五・〇

（道路計画課）

福島県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供 する。

平成二十八年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一五号	伊達市霊山町石田字金 淵九番二地先から 同 市霊山町石田字金 淵八番二地先まで	変更前 変更後	一三・五 六一・五	二五六・九
		変更後	一三・五 五三・二	二五六・九

(道路計画課)

福島県告示第百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一五号	伊達市霊山町石田字金淵九番二地 先から 同 市霊山町石田字金淵八番二地 先まで	平成二十八年三月一五日

(道路計画課)

公 告

公告第五十四号

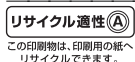
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称	実施者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
郡中都市計画道路事業三・四・二〇六号須賀川駅並木町線	福島県	郡山市清水台一丁目六番二一号 福島県県中建設事務所	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

(まちづくり推進課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷